

# 兵庫県公報

平成20年 2月12日 火曜日 第 1952 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
換地処分に伴う豊岡市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
換地処分に伴う神崎郡市川町の区域内における字の区域変更（同）	3
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	5
中小企業等協同組合に関して行政庁が定めることとされている事項（経営支援課）	6
家畜の検査の実施（畜産課）	6
牛の炭そ予防注射の実施（同）	7
道路の区域の変更（道路保全課）	8
阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成19年近畿地方整備局告示第152号）（街路課）	8
浜坂都市計画道路事業の事業計画の認可（平成20年近畿地方整備局告示第9号）（同）	8
河川管理施設と道路専用施設との兼用工作物の協議による管理の方法（河川整備課）	9
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9
道路の位置指定（建築指導課）	10
公 告	
ひょうご県民ボランティア活動賞の表彰（参画協働課）	10
随意契約の相手方等の公示（下水道課）	14
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	15
大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	15
大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	16
企業庁公告	
入札公告	17
病院局辞令	
岩井 義隆ほか	21
瀬戸内海海区漁業調整委員会公告	
漁業法に基づく公聴会の開催	21

## 告 示

### 兵庫県告示第124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、豊岡市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、豊岡市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年 2月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
岩 熊	横 谷 口	611の 2	岩 熊	鎌 田
伊 賀 谷	岩 崎	13の 1 14	伊 賀 谷	岡 田

江 野	俵 山	32の2 32の4 32の7から32の9まで		
	大 嶋	67の5	江 野	森ノ本
	平 土	90の1の一部 90の3 90の9の一部 90の10 91の一部 92の一部 93の1の一部 93の2の一部 94の一部	江 野	大 嶋
	野 尻	168の一部 169の一部		
	茶屋ノ前	116の4の一部 117の2の一部	江 野	平 土
	平 土	96の一部 97の一部 97の1の一部 98の1の一部 98の2の一部	江 野	茶屋ノ前
	大 嶋	73の一部		
	平 土	93の1の一部 94から96までの各一部	江 野	野 尻
	茶屋ノ前	120から123までの各一部 128の一部		
	寺 田	139の1の一部 139の2 140の1の一部 140の2 141の1の一部		
	平 縄 手	228の一部 229 230から233までの各一部	江 野	油 田
	中 島	277の一部 278の一部		
	平 縄 手	227の一部 228の一部 230から236までの各一部 239の一部 244から247までの各一部 248の1の一部 248の2の一部 249の一部	江 野	中 島
	油 田	283の一部 284の一部 285の1の一部		
	幸 谷	827の一部 828の1の一部		
	中 島	263の一部 264から266まで 267の一部 267の1の一部	江 野	幸 谷
	マアカリ	604の一部		
	油 田	286の一部	江 野	マアカリ
		285 285の1の一部 286の一部 287の1 287の2 288から291まで	江 野	カヤ谷
	タイノベ	314 315の一部		
	カヤ谷	574の一部 575の一部 580の一部	江 野	タイノベ
	タイノベ	360の一部 361の一部	江 野	岩ノ下

上記のほか、変更前の区域に隣接する水路である国有地の一部、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字江野字平縄手228に隣接する大字江野字稲淵の水路である国有地の全部は、大字江野字中島に編入する。

また、大字江野字平縄手228から231までに隣接する大字江野字稲淵の水路である国有地の全部、大字

江野字平縄手232の地先の大字江野字稲淵の水路である国有地の全部、大字江野字稲淵202から204までに隣接する道路である公有地の全部は、大字江野字油田に編入する。

また、大字江野字平縄手236、239に隣接する大字江野字中島の水路である公有地の一部は、大字江野字平縄手に編入する。

また、大字江野字油田285に隣接する水路である国有地の全部、大字江野字油田285の1、286の地先の水路である国有地の全部は、大字江野字幸谷に編入する。

また、大字江野字油田287の1、288に隣接する水路である国有地の一部、大字江野字カヤ谷599の地先の水路である国有地の一部、大字江野字カヤ谷599に隣接する水路である公有地の全部は、大字江野字マアカリに編入する。

また、大字江野字マアカリ604に隣接する道路である公有地の一部、大字江野字マアカリ604の地先の道路である公有地の一部は、大字江野字カヤ谷に編入する。

備考 地番は、平成19年6月1日現在の地番である。

兵庫県告示第125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、神崎郡市川町の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市川町長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
東川辺	中筋	563の一部	東川辺	山根
	山根	136の2の一部 139の一部 143の1の一部 144の1の一部 145の一部 145の1の一部		
	石ヶ町	417の1の一部 417の2の一部 417の4の一部 418の1の一部 420の一部 420の1の一部 421の一部 427の一部 428の1の一部	東川辺	池尻
	池尻	154の2の一部 168の2の一部 169の3の一部 170の1の一部 171の1の一部 171の2の一部 182の3の一部 183の1の一部 183の3 183の4	東川辺	八ヶ坪
	小林	372の一部 374の一部 374の1の一部 374の2の一部		
	足尾谷	1053の11		
	池尻	150の2の一部 153の2 154の2の一部		
	八ヶ坪	307の1の一部 361の一部 364の一部 365の1の一部 365の2の一部 366の2の一部	東川辺	小林
	石ヶ町	409の2の一部 410の2の一部 411の一部 412の2の一部 416の2の一部 417の3の一部 417の4の一部		

東 脇	450の1の一部 450の2の一部		
山 根	136の2の一部 145の1の一部		
中 筋	544の3の一部 544の5の一部 546の一部 546の2の一部 546の3の一部 552の2から552の4までの各一部	東川辺	石ヶ町
東 脇	444の一部 445 445の1の一部 445の2の一部 446 447の一部 448の1の一部 456の一部		
小 林	405の1の一部 405の2の一部		
小 林	402の1の一部 405の1から405の3までの各一部 405の4 405の5の一部 405の6の一部	東川辺	東 脇
中 筋	495の一部 498の1の一部 511の1の一部 511の2の一部 512の1の一部 513の一部 514の1の一部 515の2の一部 515の5の一部 544の1の一部 544の3の一部 544の5の一部 544の6		
仏 田	1039の1 1039の3の一部		
山 根	145の一部 145の1の一部	東川辺	中 筋
清 水	737の3 738の3の一部		
両 足	1066の12 1066の13	東川辺	門 前
立 野	838の4の一部 842の1の一部 846の一部 853から858までの各一部 858の2の一部	東川辺	清 水
東 脇	494の2の一部	東川辺	立 野
中 筋	496の1から496の3までの各一部 504の4の一部		
清 水	738の1の一部 738の3の一部 739の1 739の2の一部 739の3 828の1の一部 833の1の一部 833の2の一部		
仏 田	953の1の一部 953の2 954の一部 955の1の一部 955の2の一部 955の3 955の4 956の1の一部 956の2の一部 959の1の一部 963の1の一部 963の3の一部 963の4の一部 964 966の2の一部 971の1の一部 971の2 972の1の一部 972の2の一部 972の3 1014の1の一部 1014の2 1015の2 1016の2 1022の1の一部 1022の2 1022の5 1022の7 1022の8 1037の1 1038の2 1039の3の一部		
沢 田	1042の3 1042の4 1042の5	東川辺	仏 田

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字東川辺字池尻146の1に隣接する道路である公有地の一部は、大字東川辺字石ヶ町に編入する。

また、大字東川辺字立野842の1に隣接する大字東川辺字清水の道路である公有地の一部、大字東川辺

字仏田962に隣接する道路である公有地の一部は、大字東川辺字立野に編入する。  
 また、大字東川辺字仏田956の2の地先の大字東川辺字立野の水路である公有地の一部は、大字東川辺字仏田に編入する。

備考 地番は、平成19年10月5日現在の地番である。

兵庫県告示第126号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

片山特殊工業株式会社  
 大阪市淀川区新北野1丁目14番11号  
 代表取締役社長 片 山 常 子

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

片山特殊工業株式会社 姫路工場  
 神崎郡福崎町西治35

- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設	
能	力	250m <sup>3</sup> /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6	4
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg / L)	15	20
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg / L)	20	25
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	10	15

	窒素含有量 (単位 mg/L)	10	10
	りん含有量 (単位 mg/L)	1	1
	ほう素 (単位 mg/L)	10	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日)		0.8	1.6

備考 汚水等を再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年2月12日から同年3月4日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理水質課及び神崎郡福崎町住民生活課

兵庫県告示第127号

兵庫県知事が所管する中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。)に関して、同法施行規則(平成20年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)に基づき行政庁が定めることとされている事項については、中小企業等協同組合法施行規程(平成20年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)第6条から第15条までの規程の例による。

なお、平成19年兵庫県告示第973号(中小企業等協同組合に関して行政庁が定めることとされている事項)は、平成20年2月12日限り、廃止する。

平成20年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第128号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予防のため、以下の家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成20年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 牛の結核病検査

- (1) 実施の目的  
牛の結核病の発生を予防するため
- (2) 実施の期日及び区域

実施の期日	実施の区域
平成20年2月15日から 同年3月7日まで	県内全域

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
実施の区域内において飼育する牛で、第26回兵庫県ブラック・アンド・ホワイト・ショウの出品候補牛及び出品補欠牛。ただし、平成19年4月17日から平成20年2月14日までの間に検査を受けている旨の証明書を有するものを除く。

- (4) 実施の方法  
ツベルクリン皮内反応

2 牛のブルセラ病検査

- (1) 実施の目的  
牛のブルセラ病の発生を予防するため

(2) 実施の期日及び区域

実 施 の 期 日	実 施 の 区 域
平成20年2月15日から 同 年3月7日まで	県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内において飼育する牛で、第26回兵庫県ブラック・アンド・ホワイト・ショウの出品候補牛及び出品補欠牛。ただし、平成19年4月17日から平成20年2月14日までの間に検査を受けている旨の証明書を有するものを除く。

(4) 実施の方法

血清による凝集反応

3 牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施の期日及び区域

実 施 の 期 日	実 施 の 区 域
平成20年2月15日から 同 年3月7日まで	県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内において飼育する牛で、第26回兵庫県ブラック・アンド・ホワイト・ショウの出品候補牛及び出品補欠牛。ただし、牛のヨーネ病防疫対策実施要領に基づきカテゴリー に分類される農場で、平成20年1月17日から同年2月14日までの間に検査を受けている旨の証明書を有するものは除く。

(4) 実施の方法

エライザ法（必要に応じてヨーニン検査）

兵庫県告示第129号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予防のため、以下の家畜の所有者に対し、牛の炭そ予防注射を受けることを命ずる。

平成20年2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 実施の目的

牛の炭その発生を予防するため

2 実施の期日及び区域

実 施 の 期 日	実 施 の 区 域
平成20年2月15日から 同 月23日まで	県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内において飼育する牛で、第26回兵庫県ブラック・アンド・ホワイト・ショウの出品候補牛及び出品補欠牛。ただし、平成19年10月17日から平成20年2月14日までの間に、これらの注射を受けている旨の証明書を有するものを除く。

4 実施の方法

炭そ予防液の皮下注射

兵庫県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年2月12日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 香美久美浜線	豊岡市小島849番から 同 市気比3675番9まで	旧	7.0から 39.0まで	475.0	
		新	7.0から 39.0まで 3.0から 60.0まで	475.0 509.0	予定地

兵庫県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成19年近畿地方整備局告示第152号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業 3.4.212号 伊丹飛行場線  
阪神間都市計画道路事業 3.4.780号 野間寺本線  
阪神間都市計画道路事業 3.3.3号 西国街道線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成19年12月28日から平成25年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県伊丹市昆陽6丁目、昆陽7丁目、昆陽8丁目、昆陽南1丁目、昆陽南4丁目及び寺本東1丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

兵庫県告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、浜坂都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成20年近畿地方整備局告示第9号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
浜坂都市計画道路事業 3.5.190号 浜坂駅港湾線



浜坂都市計画道路事業 3.5.592号 芦屋線

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業施行期間

平成20年1月9日から平成25年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県美方郡新温泉町芦屋字西岡、字高見、字西ソノ、字園及び字水尻地内

(2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第133号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定に基づき、河川管理施設と道路専用施設との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は省略し、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び淡路県民局県土整備部洲本土木事務所に備え置いて2週間縦覧に供する。

平成20年2月12日

淡路県民局長 原 田 一二三

1 河川の名称

二級河川育波川水系育波川

2 河川管理施設の名称又は種類並びに位置

河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置
右岸堤防	淡路市育波406番2地先から同市育波1497番1地先まで(淡路市道堤防上線)
左岸堤防	淡路市育波859番地先から同市育波1486番地先まで(淡路市道細川線及び細川上線)
左岸及び右岸堤防	淡路市育波1482番1地先から同市育波894番地先まで(淡路市道岩神線)
右岸堤防	淡路市育波1333番1地先から同市育波1319番2地先まで(淡路市道育波黒谷線)
左岸堤防	淡路市育波2341番地先から同市育波2305番地先まで(淡路市道西部開発5号線)
左岸堤防	淡路市育波1002番地先から同市育波2399番地先まで(淡路市道の地薬師線)
左岸堤防	淡路市黒谷1153番地先から同市育波2511番地先まで(淡路市道深谷線)

3 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 淡路市長 門 康彦

住所 淡路市生穂新島8番地

4 管理の内容

(1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物及び修景のための施設をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

5 管理の期間

平成19年12月17日から道路の存続する日まで

兵庫県告示第134号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜

地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。  
平成20年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
間室	美方郡	香美町	香住区間室	ナガラ岡山	48番4の一部 118番、120番から123番、124番1、124番3、125番、125番3の一部、126番、127番、128番の一部

兵庫県告示第135号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、平成20年2月12日から西播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。  
平成20年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19西播位置 0005号	20.1.29	宍粟市山崎町中字水通り467番1の一部	6.00	42.54

公 告

ひょうご県民ボランティア活動賞の表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第11号の規定により、平成20年1月17日に次の者を表彰した。  
平成20年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 氏名 足立 八重野
- 2 住所 丹波市
- 3 功績内容 朗読ボランティアとして視覚障がい者への録音テープを作成する等の活動を行っている。
  
- 1 氏名 阿部 利雄
- 2 住所 神戸市西区
- 3 功績内容 尼崎21世紀の森づくり活動の牽引役として活躍している。
  
- 1 氏名 石井 進
- 2 住所 尼崎市
- 3 功績内容 ボランティア講師として市立史料館古文書解読グループを指導している。
  
- 1 氏名 稲垣 恵知子
- 2 住所 加古川市
- 3 功績内容 視覚障がい者への情報提供として点訳活動を行っている。
  
- 1 氏名 梅谷 浩子
- 2 住所 丹波市
- 3 功績内容 病院や高齢者・障がい者施設でコンサートや音楽療法を行っている。

- 1 氏名 小野 豊子
  - 2 住所 神戸市垂水区
  - 3 功績内容 消費生活相談や啓発活動を行っている。
- 
- 1 氏名 小林 早弓
  - 2 住所 加古川市
  - 3 功績内容 視覚障がい者への情報提供として点訳活動を行っている。
- 
- 1 氏名 是常 周子
  - 2 住所 加西市
  - 3 功績内容 視覚障がい者への情報提供として点訳活動を行っている。
- 
- 1 氏名 坂本 敬子
  - 2 住所 尼崎市
  - 3 功績内容 高齢者施設での運営参画、くらしの助け合いや高齢者給食サービスなどを行っている。
- 
- 1 氏名 高瀨 弘子
  - 2 住所 伊丹市
  - 3 功績内容 食育、食生活改善の普及啓発活動を行うほか、地域の福祉活動に貢献している。
- 
- 1 氏名 竹 重 勳
  - 2 住所 明石市
  - 3 功績内容 自らの実践活動に基づいた省エネや緑化等の推進に関する環境保全の啓発活動を行っている。
- 
- 1 氏名 杼村 とよ子
  - 2 住所 西宮市
  - 3 功績内容 デイサービスセンターで障がい者に対する七宝焼講座を行っている。
- 
- 1 氏名 西田 敏孝
  - 2 住所 川西市
  - 3 功績内容 高齢者施設等を慰問し、アコーディオンの演奏を行っている。
- 
- 1 氏名 野間 健三
  - 2 住所 神戸市北区
  - 3 功績内容 運動や歌を通じた高齢者の健康・仲間づくりを支援している。
- 
- 1 氏名 松原 緋紗子
  - 2 住所 神戸市東灘区
  - 3 功績内容 高齢者の健康生きがいづくりに関する講演や高齢者施設の運営補助を行っている。
- 
- 1 氏名 安岡 光男
  - 2 住所 伊丹市
  - 3 功績内容 高齢者、障がい者の送迎ボランティアや障がい者デイサービスでの昼食づくり補助等を行っている。
- 
- 1 氏名 安田 昌子
  - 2 住所 芦屋市
  - 3 功績内容 食育など食生活改善の普及啓発活動を行っている。
- 
- 1 氏名 山内 清・富枝

- 2 住 所 宍粟市
- 3 功績内容 短期里子事業にて児童養護施設の子どもたちを預かる里親活動を行っている。

- 1 氏 名 大 和 政 子
- 2 住 所 相生市
- 3 功績内容 高齢者等の送迎車内での吸引看護等活動や福祉施設の運営補助を行っている。

- 1 氏 名 吉 井 洋 子
- 2 住 所 加古川市
- 3 功績内容 視覚障がい者への情報提供として点訳活動を行っている。

- 1 名 称 あいあい会
- 2 所在地 川西市
- 3 功績内容 高齢者等の交流支援や訪問活動を行っている。

- 1 名 称 A I O I すみれ少年少女合唱団
- 2 所在地 相生市
- 3 功績内容 手話コーラスを通じた地域福祉の向上に貢献している。

- 1 名 称 あいおい運転ボランティアグループ
- 2 所在地 相生市
- 3 功績内容 障がい者の通院や作業所への送迎を行っている。

- 1 名 称 尼崎ぼらんていあ乗り気一座
- 2 所在地 尼崎市
- 3 功績内容 高齢者施設等への友愛訪問や演劇活動、外出介助を行っている。

- 1 名 称 おはなしグループ ベガサス
- 2 所在地 尼崎市
- 3 功績内容 図書館や小学校などにおいて子どもたちのためにおはなし会を開催している。

- 1 名 称 春日手話サークル おやゆび姫
- 2 所在地 丹波市
- 3 功績内容 講演会等での手話通訳や学校での手話指導を行っている。

- 1 名 称 春日町朗読ボランティアグループひまわり会
- 2 所在地 丹波市
- 3 功績内容 市の広報誌等をテープに録音し、視覚障がい者へ配布している。

- 1 名 称 きさきりんどうの会
- 2 所在地 明石市
- 3 功績内容 子育て支援や高齢者の見守り活動、生活支援・交流支援活動を行っている。

- 1 名 称 糶台婦人会
- 2 所在地 神戸市西区
- 3 功績内容 フラワーベースを設置し、ハミング広場として管理・清掃を行っている。

- 1 名 称 志知高等学校郷土芸能部
- 2 所在地 南あわじ市
- 3 功績内容 高齢者施設等で郷土芸能・だんじり唄の公演を行っている。

- 1 名称 志知高等学校ボランティア部
  - 2 所在地 南あわじ市
  - 3 功績内容 独居高齢者との交流活動や高齢障がい者施設での支援等を行っている。
- 
- 1 名称 手話グループ ポラリスの会
  - 2 所在地 尼崎市
  - 3 功績内容 高齢聴覚障がい者への友愛訪問や手話講座の開催等を行っている。
- 
- 1 名称 手話サークル アミ芦屋
  - 2 所在地 芦屋市
  - 3 功績内容 手話通訳活動を通じ、聴覚障がいや手話への理解を深める活動を行っている。
- 
- 1 名称 手話サークル ひまわり
  - 2 所在地 赤穂郡上郡町
  - 3 功績内容 講演会での手話通訳や学校での福祉学習等の講師を行っている。
- 
- 1 名称 手話サークル めだか
  - 2 所在地 尼崎市
  - 3 功績内容 手話を学ぶ人たちの資質の向上を図るとともに、地域への啓発活動を行っている。
- 
- 1 名称 太子歯科技工士会
  - 2 所在地 揖保郡太子町
  - 3 功績内容 高齢者・障がい者に対して歯科衛生支援活動を行っている。
- 
- 1 名称 太寺連合まごの手会
  - 2 所在地 明石市
  - 3 功績内容 高齢者の生活支援・交流支援活動を行っている。
- 
- 1 名称 宝塚ろうあ協会
  - 2 所在地 宝塚市
  - 3 功績内容 手話通訳者の養成や派遣、聴覚障がい者の交流支援を行っている。
- 
- 1 名称 西宮手話サークル連絡会
  - 2 所在地 西宮市
  - 3 功績内容 聴覚障がい者への手話通訳者の派遣や交流事業を行っている。
- 
- 1 名称 西宮ベンの会
  - 2 所在地 西宮市
  - 3 功績内容 聴覚障がい者への要約筆記活動を行っている。
- 
- 1 名称 花と緑の会
  - 2 所在地 丹波市
  - 3 功績内容 公共施設の花植えや管理など地域の美化活動や、特別支援学校との交流を行っている。
- 
- 1 名称 氷上のじぎく
  - 2 所在地 丹波市
  - 3 功績内容 高齢者施設で利用者の見守りや入浴介助等の補助活動を行っている。
- 
- 1 名称 二三の会

- 2 所在地 西宮市  
3 功績内容 袋物、エプロン等を製作し、児童養護施設へ提供している。
- 1 名称 ふるさと青年協力豊か会  
2 所在地 神戸市中央区  
3 功績内容 過疎地域の活性化に貢献する活動や、青少年の社会参加活動等を行っている。
- 1 名称 まちの保健室西播支部  
2 所在地 姫路市  
3 功績内容 健康相談や子育て支援活動、高齢者の閉じこもり防止活動を行っている。
- 1 名称 まちの保健室東阪神支部  
2 所在地 尼崎市  
3 功績内容 健康相談や子育て支援活動、高齢者の閉じこもり防止活動を行っている。
- 1 名称 松ぼっくり  
2 所在地 篠山市  
3 功績内容 音訳テープを視覚障がい者や図書館へ届ける他、対面朗読サービスを行っている。
- 1 名称 美賀多台婦人会  
2 所在地 神戸市西区  
3 功績内容 フラワーベースを設置し、ハミング広場として管理・清掃を行っている。
- 1 名称 みつばちグループ  
2 所在地 篠山市  
3 功績内容 保育園や小学校、福祉施設等を訪問し、人形劇を行っている。
- 1 名称 やわらぎ・グループ  
2 所在地 揖保郡太子町  
3 功績内容 デイサービスでの補助や児童の福祉学習を支援している。
- 1 名称 友愛訪問水曜グループ  
2 所在地 芦屋市  
3 功績内容 ふれあい喫茶を開催する等、高齢者及び地域住民を支援している。
- 1 名称 朗読サークル ひばり  
2 所在地 赤穂郡上郡町  
3 功績内容 音訳テープを視覚障がい者へ届ける他、対面朗読サービスを行っている。

~~~~~

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成20年2月12日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る業務の名称及び数量  
平成19年度流域下水道事業に係る資産台帳等作成業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県土整備部土木局下水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年1月18日

- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
オリジナル設計株式会社兵庫営業所 明石市天文町2丁目4番26号
- 5 随意契約に係る金額  
49,560,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
芦屋市朝日ヶ丘町15番の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
芦屋市東山町5番12号  
芦屋総合開発株式会社 代表取締役 白石仁志
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成19年10月2日  
兵庫県指令神南(建)第1-5号(19芦屋)
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加東市社1610番の一部、1612番の一部、1613番2の一部、1613番3
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪府高槻市神内2丁目28番9号  
株式会社WESTコーポレーション 代表取締役 杉原勝
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成20年1月25日  
兵庫県指令北播(建)第1-7-2号(19加東)

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称)姫路市別所商業施設  
所在地 姫路市別所町別所二丁目64番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所  
マックスバリュ西日本株式会社 藤本 昭 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所

マックスバリュ西日本株式会社 藤本 昭 姫路市北条口四丁目4番地  
他未定

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年9月25日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,233平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
300台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
189台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
298平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
46立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口3箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成20年1月24日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成20年2月12日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成20年6月12日
  - (2) 提出先  
兵庫県土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年2月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 マックスバリュ大久保西店  
所在地 明石市魚住町金ヶ崎63-1ほか



- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 マックスバリュ西日本株式会社  
 代表者の氏名 藤本 昭  
 住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
- ア 変更前  
 (仮称)マックスバリュ大久保南店
- イ 変更後  
 マックスバリュ大久保西店
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- | 氏名又は名称         | 法人の代表者の氏名 | 住所           |
|----------------|-----------|--------------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 藤本 昭      | 姫路市北条口四丁目4番地 |
- イ 変更後
- | 氏名又は名称         | 法人の代表者の氏名 | 住所                    |
|----------------|-----------|-----------------------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 藤本 昭      | 姫路市北条口四丁目4番地          |
| タキヤ株式会社        | 滝川 清 統    | 尼崎市大物町16番7号           |
| 株式会社マックハウス     | 栗原 勝利     | 東京都杉並区梅里一丁目7番7号       |
| 白鷺ニット株式会社      | 三木 正義     | 姫路市東延末三丁目12 姫路白鷺ビル    |
| 株式会社大創産業       | 矢野 博 丈    | 広島県東広島市西条吉行東1-4-14    |
| 株式会社ニューステップ    | 岩田 愛一郎    | 東京都中央区新川一丁目22番15号     |
| 株式会社ハニーズ       | 江尻 義 久    | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番の1 |
| 株式会社手芸の丸十      | 畑 陽 介     | 加古川市加古川町中津448番地の1     |
- 4 変更年月日  
 平成19年12月21日
- 5 届出年月日  
 平成20年1月21日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間  
 平成20年2月12日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
 平成20年6月12日
- (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

### 企 業 庁 公 告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年2月12日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
 水道用及び工業用水道用薬品の購入

## (2) 品目及び数量

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| ア 次亜塩素酸ナトリウム        | 1,583,000キログラム |
| イ ポリ塩化アルミニウム        | 4,445,000キログラム |
| ウ ドライ粉末活性炭(5%W E T) | 425,000キログラム   |
| エ 粉末活性炭(50%W E T)   | 90,000キログラム    |
| オ 液体苛性ソーダ           | 203,000キログラム   |

## (3) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。  
数量は、浄水処理水量及び水質等により変動することがある。

## (4) 納入期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで  
各納入場所からの指示により随時納入すること。

## (5) 納入場所

- ア 多田浄水場(川西市多田院字巖陰6-3 猪名川広域水道事務所内)
- イ 神出浄水場(神戸市西区神出町田井字長原3-1 東播磨利水事務所内)
- ウ 中西条浄水場(加古川市八幡町中西条739)
- エ 三田浄水場(三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所内)
- オ 船津浄水場(姫路市船津町字平田4552-1 姫路利水事務所内)
- カ 市川工業用水道管理所(姫路市飾磨区妻鹿甲の甲ヶ山394-13 姫路利水事務所内)

## (6) その他

上記(2)アからオまでのそれぞれの物品ごとに入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

## 3 入札説明書の交付等

## (1) 入札説明書の交付期間及び契約条項を示す期間

平成20年2月12日(火)から同月26日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで

## (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁管理局水道課 担当 名久井  
電話(078)341-7711 内線 5444

## 4 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書(以下「申込書」という。)を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

## (1) 提出期間

平成20年2月13日(水)から同月26日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
毎日午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで

## (2) 提出場所

上記3(2)に同じ

## 5 入札手続等

## (1) 入札及び開札の日時

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ア 次亜塩素酸ナトリウム      | 平成20年3月24日(月)午後1時30分 |
| イ ポリ塩化アルミニウム      | 平成20年3月24日(月)午後2時    |
| ウ ドライ粉末活性炭(5%WET) | 平成20年3月24日(月)午後2時30分 |
| エ 粉末活性炭(50%WET)   | 平成20年3月24日(月)午後3時    |
| オ 液体苛性ソーダ         | 平成20年3月24日(月)午後3時30分 |

## (2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁西館5階会議室

## (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等(配達記録の残るものに限る。)により送付し、平成20年3月19日(水)午後5時までに、上記3(2)の場所に必着のこと。

## (4) 入札保証金

契約希望金額 入札書記載金額に1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年3月19日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (5) 契約保証金

契約金額(落札価格に1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の10分の1以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (6) 入札者に求められる義務

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類を平成20年2月26日(火)午後5時までに提出すること。

## (7) 卸業者又は小売業者が入札参加希望の場合

上記1(2)の各物品の製造業者との間の取引を証明できる書類(製造業者の代理店証明等の原本(証明書発行権限ある者の記名押印があること。))

## (1) 製造業者が入札参加希望の場合

上記1(2)の各物品の製造を証明できる書類

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年4月1日(火))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 入札金額は、契約対象となる1(2)の各物品の1キログラム当たりの単価(消費税及び地方消費税相当

額を含まない。)とすること。

なお、契約代金の支払に当たっては、入札書に記載された単価に指示した数量を乗じた金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(8) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程(昭和54年企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。

また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(10) 契約書の作成の要否

要

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 問い合わせ先

上記3(2)に同じ

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Hiroshi Tsujii, Superintendent of Public Enterprises of Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

a.1,583,000kg of sodium hypochlorite

b.4,445,000kg of polyaluminum chloride

c.425,000kg of activated carbon powder (5%WET contained)

d.90,000kg of activated carbon powder (50%WET contained)

e.203,000kg of sodium hydroxide for drinking water treatment

(3) Delivery period: From Tuesday, April 1, 2008 to Tuesday, March 31, 2009

(4) Delivery places:

a.Sodium hypochlorite

Waterworks Offices of Tada, Kande, Sanda and Funatsu

Ichikawa Industrial Waterworks Office

b.Polyaluminum chloride

Waterworks Offices of Tada, Kande, Sanda and Funatsu

c.Activated carbon powder (5%WET contained)  
Waterworks Offices of Tada, Kande and Sanda

d.Activated carbon powder (50%WET contained)  
Waterworks Offices of Nakasaijo and Funatsu

e.Sodium hydroxide for drinking water treatment  
Waterworks Offices of Tada, Kande, Sanda and Funatsu

(5) Deadline for the submission of tender application forms:  
5:00p.m., Tuesday, February 26, 2008

(6) Deadline for tender: The following are deadlines which are specified respectively for each group of the products described in (2)

a.1:30p.m., Monday, March 24, 2008  
b.2:00p.m., Monday, March 24, 2008  
c.2:30p.m., Monday, March 24, 2008  
d.3:00p.m., Monday, March 24, 2008  
e.3:30p.m., Monday, March 24, 2008

Should tenders mail their bids, please make sure bids for all the items will arrive by : 5:00p.m., Wednesday, March 19, 2008

(7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Nakui, Water Supply Division, Public Enterprises Management Bureau, Public Enterprise Agency, Hyogo Prefectural Government 10-1, Shimoyamate-dori 5-chome, Chuo-ku, Kobe 650-8567  
TEL (078) 341-7711(Ext.: 5444)

病 院 局 辞 令

平成20年 1月31日付  
( 県立塚口病院診療部アレルギー科部長兼小児科部長・県立尼崎病院診療部小児科部長 )  
岩 井 義 隆

願により兵庫県職員を免ずる  
平成20年 2月 1 日付  
当 廣 美 樹

病院局参事に補する  
( 県立塚口病院地域医療連携部長兼診療部小児科部長 )  
芥 川 宏

県立塚口病院診療部アレルギー科部長に兼ねて補する

瀬戸内海海区漁業調整委員会公告

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告  
漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。  
なお、漁場計画案は平成20年2月12日から同月20日まで当委員会事務局及び各関係機関に備え置き、一般の縦覧に供する。  
平成20年 2月12日  
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
会長 吉 田 證 平

1 日時  
平成20年 2月20日（水） 午後 2 時00分から午後 2 時30分まで

2 場所  
神戸市中央区下山手通 6 丁目 3 - 28  
兵庫県中央労働センター303号室

3 案件  
兵庫県瀬戸内海海区における区画漁業の免許の内容となるべき事項等について

4 縦覧場所

| 縦覧場所                   | 住所・電話番号                                             |
|------------------------|-----------------------------------------------------|
| 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局    | 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県農林水産部農林水産局水産課内<br>(078)362-3481 |
| 神戸県民局                  | 神戸市中央区中山手通6-1-1<br>(078)361-8552                    |
| 東播磨県民局                 | 加古川市加古川町寺家町天神木97-1<br>(079)421-9162                 |
| 中播磨県民局                 | 姫路市北条1-98<br>(079)281-9295                          |
| 西播磨県民局                 | 赤穂郡上郡町光都2-25<br>(0791)58-2204                       |
| 淡路県民局                  | 洲本市塩屋2-4-5<br>(0799)26-2107                         |
| 県立農林水産技術総合センター水産技術センター | 明石市二見町南二見22-2<br>(078)941-8601                      |
| 神戸市役所                  | 神戸市中央区加納町6-5-1<br>(078)322-5358                     |
| 姫路市役所                  | 姫路市安田4-1<br>(079)221-2491                           |
| 明石市役所                  | 明石市中崎1-5-1<br>(078)912-1111                         |
| 洲本市役所                  | 洲本市本町3-4-10<br>(0799)22-3321                        |
| 相生市役所                  | 相生市旭1-1-3<br>(0791)23-7133                          |
| 加古川市役所                 | 加古川市加古川町北在家2000<br>(079)427-9226                    |
| たつの市役所<br>(御津総合支所)     | たつの市御津町釜屋180-1<br>(07932)2-2243                     |
| 赤穂市役所                  | 赤穂市加里屋81<br>(0791)43-6840                           |
| 高砂市役所                  | 高砂市荒井町千鳥1-1-1<br>(079)443-9031                      |
| 南あわじ市役所<br>(西淡庁舎)      | 南あわじ市湊90-1<br>(0799)37-3013                         |
| 淡路市役所                  | 淡路市生穂新島8<br>(0799)64-0001                           |
| 加古郡播磨町役場               | 加古郡播磨町東本荘1-5-30<br>(079)435-2364                    |